

相続税財産評価に必須

都市計画法 建築基準法 の知識と調査

～ 税理士事務所が一番苦手とする「都市計画法・建築基準法」をマスター～

相続税財産評価をする上で必要な法規の趣旨を学び、評価に必要な資料収集と現地調査と役所調査にどのようにかかわっているのかを理解していただきます。また、評価以外の相続実務における活用事例についても解説いたします。

講師

石川 真樹 氏

株式会社ファルベ 代表取締役

宮城県石巻市出身。宮城県石巻高等学校（高校3年時、全国高校ラグビー大会花園出場）、早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。

1997年／大手不動産鑑定会社入社、不動産鑑定・不動産コンサルティング業務に従事。

2003年～／セミナー事業部最高責任者、2007年～／不動産コンサルティング部・セミナー事業部兼任取締役。

2014年／相続専門の不動産コンサルティングファームの(株)ファルベを設立。これまでに培ってきた幅広いネットワークを活かし、人と人との「つながり」に重点を置いた不動産相続コンサルティング事業を展開。



東京会場

オンラインLIVE

10/7(火) 13:30-17:00 (約3時間30分)

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場:先着30名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

一般

東京会場

オンラインLIVE

30,000円

会員

無料

見逃し
視聴

資産税ビジョン会員

会員の方は見逃し視聴できます
(3営業日後12:00から6ヶ月間)
当該セミナーページからお申込の上、
オンラインでご視聴ください。

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

相続税財産評価をする上で必要な法規の趣旨を学び、評価に必要な資料収集と現地調査と役所調査にどのようにかかわっているのかを理解していただきます。また、評価以外の相続実務における活用事例についても解説いたします。

講座内容

1. 財産評価に必要な都市計画法

- ① 都市計画区域等の区域区分
- ② 用途地域及指定容積率
- ③ 都市計画道路予定地
- ④ 敷地が容積率の異なる地域に存する場合
- ⑤ 地積規模の大きな宅地の評価
 - ・ 三大都市圏の範囲
 - ・ 地積要件
 - ・ 地区区分
 - ・ 容積率の考え方
 - ・ 市街化調整区域での対応

2. 財産評価に必要な建築基準法

- ① 路線価と建築基準法上の道路
- ② 接道義務
- ③ 私道に接する土地の注意点
- ④ 建物の用途制限
- ⑤ 建蔽率
- ⑥ 容積率の制限
- ⑦ 建築条例・開発指導要綱
- ⑧ 建物の敷地の範囲
- ⑨ 建築計画概要書と土地評価単位

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com>

10/7(火)「都市計画法・建築基準法の知識と調査」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 会場受講 (30,000円) オンラインLIVE (30,000円)

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 資産税ビジョン 会員 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail